Newsletter

No.2 Winter 2008-2009

グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」
Global Centers of Excellence Program *Soft Law and the State-Market Relationship*

1 研究教育組織

組織図

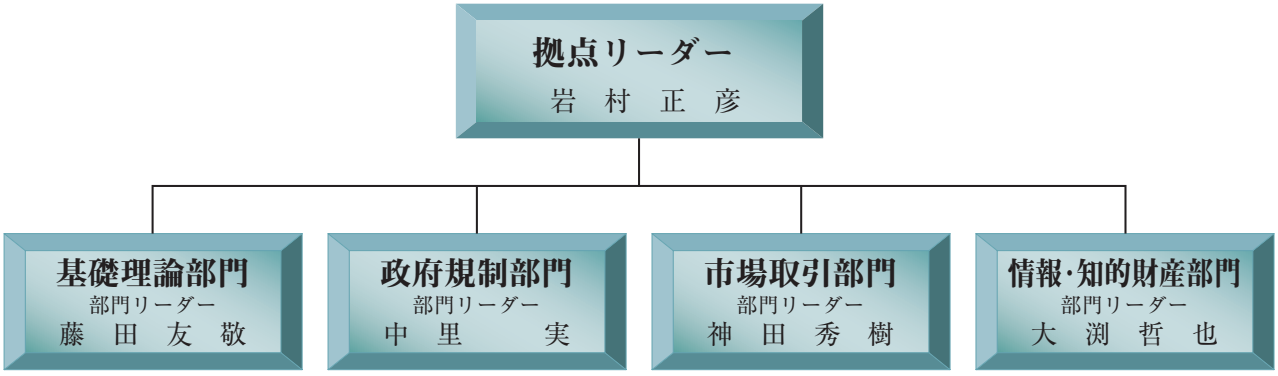

2009年1月31日

事業推進担当者

藤田友敬（部門リーダー） 法学政治学研究科・商法	中里実（部門リーダー） 法学政治学研究科・租税法	神田秀樹（部門リーダー） 法学政治学研究科・商法	大渕哲也（部門リーダー） 法学政治学研究科・知的財産法
畑瑞穂 法学政治学研究科・民事訴訟法	岩原紳作 法学政治学研究科・商法	宮廻美明 法学政治学研究科・国際企業法	ダニエル・フット 法学政治学研究科・法社会学
山本隆司 法学政治学研究科・行政法	増井良啓 法学政治学研究科・租税法	山下友信 法学政治学研究科・商法	荒木尚志 法学政治学研究科・労働法
柳川範之 経済学研究科・契約理論	白石忠志 法学政治学研究科・経済法	中田裕康 法学政治学研究科・民法	森田宏樹 法学政治学研究科・民法
松村敏弘 社会科学研究所・産業組織、公共経済	飯田敬輔 法学政治学研究科・国際政治経済学	河上正二 法学政治学研究科・民法	浅香吉幹 法学政治学研究科・英米法
田中亘 社会科学研究所・商法、法と経済学		神作裕之 法学政治学研究科・商法	石川博康 社会科学研究所・民法

特任教授

折原誠	社団法人信託協会
島崎謙治	政策研究大学院大学
中窪裕也	一橋大学大学院国際企業戦略研究科

特任研究員

大川昌男	日本銀行金融研究所
木下卓三	東京証券取引所
黒田有志弥	大学院法学政治学研究科
武生昌士	大学院法学政治学研究科
土屋裕子	大学院法学政治学研究科
萬澤陽子	財団法人日本証券経済研究所
山本慶子	日本銀行金融研究所

リサーチアシスタント

温笑侗	大学院法学政治学研究科博士課程
坂巻静佳	大学院法学政治学研究科博士課程
永野仁美	大学院法学政治学研究科博士課程
西本健太郎	大学院法学政治学研究科博士課程
朴孝淑	大学院法学政治学研究科博士課程

外国人研究員

Eva Schwittek	Max Planck Institute
Anna Musiala	Adam Mickiewicz University

事業推進担当者（拠点リーダー補佐）

藤田友敬（ふじた・ともたか）　1988年４月東京大学法学部卒業後、同助手、成蹊大学法学部専任講師・助教授、東京大学大学院法学政治学研究科助教授を経て、2004年から同教授。

専攻は商法ですが、ここ10年ほど、伝統的な会社法や商取引法の解釈論の他に、法的ルールの経済分析を行ってきました。21世紀COEプログラムでは、いわばそのような研究の延長として、ソフトローに関して、人々が国家による強制力のない規範を遵守するインセンティブ構造だとか秩序形成や変化の経済分析に重点を置いた活動をしてきました（たとえば、「自律的秩序の経済学」中山信弘編集代表・藤田友敬編『ソフトローの基礎理論（ソフトロー研究叢書 第１巻）』13-41頁（2008年11月）（松村敏弘氏と共著）、「ハードローの影のもとでの私的秩序の形成」中山信弘編集代表・藤田友敬編『ソフトローの基礎理論（ソフトロー研究叢書 第１巻）』）227-245頁（2008年11月）等参照）。グローバルCOEプログラムでは、これまで行ってきたモデルを使った理論的研究を基礎にしつつ、ソフトローに関する実証研究や実態調査を、他領域の研究者と協力して進めていくことができればと考えています（これまでの成果として、たとえば「買収防衛策導入の業績情報効果：2005年導入事例の分析」商事法務1826号４－19頁（2008年３月）（柳川範之、広瀬純夫両氏と共著））。また、ソフトローは異なる文化的・社会的背景のもとでは、ルールの内容も、形成やエンフォースメントのされ方も全く異なってきます。そこで、諸外国あるいは国際的なソフトローの形成やエンフォースメントについても視野を広げて研究を進めていくことができればと考えています。最後にこの分野で、国際シンポジウムへの参加や、外国語による著作の公表など、海外に向けた研究成果の発信に努めたいと思っています。

特任教授

島崎謙治（しまざき・けんじ）　1978年東京大学教養学部卒業後、厚生省（当時）に入省。千葉大学法経学部助教授、厚生省児童家庭局児童手当管理室長、厚生年金基金連合会運用調査部長、厚生労働省保険局保険課長、国立社会保障・人口問題研究所副所長、東京大学大学院法学政治学研究科比較法政国際センター客員教授等を経て、2007年４月から政策研究大学院大学教授となり現在に至っています。元々は行政官ですが、役人生活の後半の十数年は、ほぼ２年おきに法律改正の仕事と研究的な仕事に就いていました。役所にいるときは「学者のようなことを言っていてはだめだ」と叱られ、役所の外に出ると「官僚の発想が抜け切らない」と批判され、イソップ物語の蝙蝠のような居心地の悪さを感じていました。今は、社会保障の制度設計や政策に寄与することが自分の「使命」だと考え、医療、企業年金、人口問題、福祉等に関する研究を行っています。多少自慢できることがあるとすれば、現場を数多く見ていることでしょうか（この数年間に視察した病院・診療所数は約70を数えます）。昨年の研究成果としては、編集幹事代表として『明日の在宅医療（全７巻）』（中央法規出版）の刊行に携わったほか、岩村正彦『高齢化社会と法』（有斐閣）の分担執筆、数本の論文・判例評釈があります。50歳までに単行本を出すと言っておきながら数年が経っていますので、今年こそ何とかしたいと思っています。

ソフトローについては十分な知見がありませんし、「国家と市場の相互関係における」という限定が付されると尚更困惑してしまいますが、それでもいくつかテーマが浮かびます。たとえば、企業年金の運用機関の受託者責任は法律に簡単な規定はあるものの、現実の行為規範は契約ベースの実例の積み重ねで成り立っています。また、医療についても法令で縛れば万事が解決するというわけではなく、専門職種の倫理規範や職能団体の自己規律が果たす役割は非常に大きなものがあります。医師不足問題などもこういう切り口でアプローチすることが可能ではないかと思っています。いずれにせよ、このGCOEプログラムに多少なりとも貢献できるよう、適当なテーマを早く決め研究を深めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ソフトロー通信

特任研究員　木下　卓三

私は2008年10月からGCOEプログラムに特任研究員として参加させていただいております。普段は東京証券取引所の決済管理部において、証券取引の清算・決済に関する企画・立案業務に従事しており、証券業界において株券の電子化などの清算・決済関係の新しい制度導入が行われる際には東証の関係規則の改正などを行っております。取引所のルールは「ソフトロー」に属するものですが、これまでルールメイクを行っているなかで取引所のルールが、「ハードロー」のように「最終的に国家によるエンフォースメントが保証されていない」ことを意識することは特段なく、取引所での取引に参加される方々にハードローと同様に遵守していただくことを前提にルールメイクを行ってきました。しかしながら、今回「ソフトロー」について考察を行う本プロジェクトに参加させていただいたことから、改めて「ハードロー」とは違った「ソフトロー」である取引所ルールの意義について日々考えさせられております。

しかしながら、入社後あくまで実務の世界で生きてきた私にとって、改めて「ソフトロー」について考察を行うということは馴染みのない作業であり、本プロジェクトに参加させていただいてから３ヶ月程度を経過した今でも、自分が東証社員として本プロジェクトにどのような貢献ができるか模索しているところでございます。

そんな中でまず気づいたことは、証券取引の清算・決済の実務の現場において日頃意識されているルールというのは、「ハードロー」である金融商品取引法等というよりは、取引所の清算・決済規程や、清算機関である日本証券クリアリング機構の業務方法書、また決済機関である証券保管振替機構の業務規程等の「ソフトロー」であり、例えば、決済時限や証券会社が破綻した場合の清算・決済機関における対応等は基本的にはそれらのルールに定められているということです。これは証券取引の清算・決済分野においては、インフラ機関、証券会社及び銀行等における実務面を踏まえた、柔軟な制度の改善が期待されていることから、ある程度「ソフトロー」に委ねられているものと考えられます。

次に、これまで業務を行っているなかで、取引所や清算・決済機関の参加者等から、なぜソフトローである取引所等のルールに従わなければならないのかと問われたことがないのですが、その理由について考えてみたところ、それらのルールに従わないと、参加者や投資者自身が不利益を被ることが最大の要因であると考えております。例えば、細かい事例ですが、株式取引の決済は、取引所や清算機関のルールにおいて基本的には売買が行われた日から数えて４日目の日に行われることとなっており、証券会社においては決められた時限までに清算機関との間で株式と資金の受渡しを行う必要がありますが、この日までにきちんと決済が行われないと参加者や投資者自身が決まった日に証券やお金を受領できないという不利益を被るため、当然に故意にこのルールが破られることはありません。証券取引における清算・決済を円滑に行うためには、「ハードロー」に規定されたルール以外に、実務上最も安全で効率的な業務方法を定めた「ソフトロー」による補完が必須であると考えられます。

ただし、ルールメイクにあたっては、取引所や清算・決済機関等のインフラ機関の一存で行われるものではなく、当然ながら、それを守っていただくこととなる各インフラ機関の参加者等からもご意見を聞き、関係者の納得を得たうえでルールメイクを行う必要があると考えております。そのような取組の一例として、東証、日本証券クリアリング機構及び証券保管振替機構による、証券取引の清算・決済システムに関する合同ワーキンググループの立上げがございます。昨秋から開催している本ワーキングには証券会社や銀行等の方々にもご参加いただき、株券電子化の実施による実務上の利便性向上を今後の清算・決済制度の改善に結びつけるなどの目的から、様々な改善策についてご議論いただいているところでございます。その中で、当面の取組みとして、まずは基準日が設定された場合等の５日目決済の廃止及び株式併合等が実施される場合の期間売買停止の廃止について検討することとなりました。主に発行会社への株券提出や名義書換に要する期間等を考慮して現状５日目決済や期間売買停止が実施されておりますが、平成21年１月５日からの上場会社の株券の電子化により株券の提出等が不要となったことを受け、決済期間の統一化及び売買機会提供の観点から、本ワーキングにおいてそれらの廃止について検討を行いました。株券が廃止されるのであるから、単純に取引所等においてルール改正を行えば５日目決済等の廃止が可能かというとそうではなく、証券会社等においてはこれまでと運用が変わることからシステム開発を含む実務対応が必要ですし、またそれにどの程度の期間がかかるかも各社まちまちですので、ワーキンググループ参加者と意見交換のうえ、実務上の影響が最も少なく、かつ対応期間も短くて済む業務方法を検討し、実施に向けた準備を着々と進めているところでございます。今後は、本ワーキングの限られた参加者のみではなく、取引所における制度改正要綱のパブコメ等を実施し、より多くの関係者のご意見を伺ったうえで制度改正を実施することを予定しております。

このように、証券業界の清算・決済分野においては、「ソフトロー」であるインフラ機関のルールといえども、取引所等のインフラ機関の一存で自由に制定及び改正を行う訳ではなく、事前に広く関係者からご意見等を頂戴したうえで、最良の制度内容や制度導入時期を決定し、ルールメイクを行っているというのが実情でございます。

上述のとおり、これまでも慎重に証券業界の清算・決済関係のルール整備を行ってきておりますが、本プログラムに参加し「ソフトロー」について考察するなかで、「ソフトロー」という国家のエンフォースメントのないルールであるが故に、それを守る方々が遵守することについて十分納得していただけるようなプロセスを踏んだうえでルールメイクを行うこと、また新たなルールの導入時にはそれが正しく遵守されるよう広く関係者に新制度の内容について理解していただくことが重要であることを改めて感じております。また、証券取引の清算・決済は、我が国の証券市場の信頼性確保の観点からも安全かつ確実に履行される必要がありますので、新たなソフトロールールの策定にあたっては、予め十分な関係者とのコミュニケーションによる同意と理解を得ておくことが、そのルールがきちんと遵守されるためには必要不可欠であると考えております。

最後に、当プログラムに参加できる時間が限られていることからも、今から教授の方々同様にソフトローに関する見識を得ることは難しいと感じておりますが、私としましては、日頃行っている証券取引の清算・決済に関するソフトロールール作成において留意している点や、ハードローとの調整を要した事例等について考察を行うことにより本プログラムに貢献できればと考えており、更にそれが国家及び世界レベルのソフトロー研究の一助となれば幸いです。

2 研究教育活動

本拠点における2008年11月１日から2009年１月末までの活動をご紹介します。報告者等の所属・肩書は当時のものです。

＜基礎理論部門＞

■ソフトロー理論研究会

	開催日	テ　ー　マ	報　告　者
第１回	2008年11月６日	メディア・コンテントの多様性とメディア所有に関する公的規制―ヨーロッパにおける論争の検証―	河島伸子（同志社大学経済学部教授）

＜政府規制部門＞

■経済法研究会

	開催日	テ　ー　マ
第３回	2008年12月４日	Rambus v. FTC（欧米事例）
第４回	2009年１月22日	緑資源機構事件（日本事例）

■租税法ワークショップ

	開催日	テ　ー　マ	報　告　者
第１回	2008年11月５日	国外ファンドの代理人PE問題に関する金融庁公表の解釈指針の背景と意義	宮崎裕子（長島・大野・常松法律事務所弁護士）
第２回	12月２日	Fringe Benefit通達など	増井良啓（東京大学大学院法学政治学研究科教授）他
第３回	2009年１月21日	海外子会社からの配当についての益金不算入制度	青山慶二（筑波大学教授）

■社会法とソフトロー研究会

	開催日	テ　ー　マ	報　告　者
第１回	2008年12月12日	New developments in retirement age in France	Julien Mouret（フランス・ボルドー大学、GCOE外国人研究員）

＜市場取引部門＞

■市場取引ソフトロー研究会

	開催日	テ　ー　マ	報　告　者
第２回	2008年12月11日	委任状勧誘をめぐる法的問題	神田秀樹（東京大学大学院法学政治学研究科教授）他

■GCOE公開講座（BLC公開講座と共催）

	開催日	テ　ー　マ	報　告　者
第３回	2008年11月20日	土地課税の歴史と課題 －地租・固定資産税・地価税－	佐藤和男（三井不動産株式会社顧問）
第４回	12月11日	消費者行政の新たな展開 ～消費者行政の一元化に向けて	川口康裕（内閣官房消費者行政一元化準備室　内閣参事官）

■GCOEソフトローセミナー

	開催日	テ　ー　マ	報　告　者
第１回	2008年11月５日	EU Legislation in the Field of Securities Clearing and Settlement	Dr. Philipp Paech, The European Commission
第２回	11月26日 諸事情により中止	Justice, Negotiation, and Durable Peace	Cecilia Albin, Professor, Uppsala University
第３回	12月４日	Insights from Product Safety Regulation for Consumer Credit Regulation: Economics, Psychology and Politics	Luke Nottage, Associate Professor, Sydney Law School

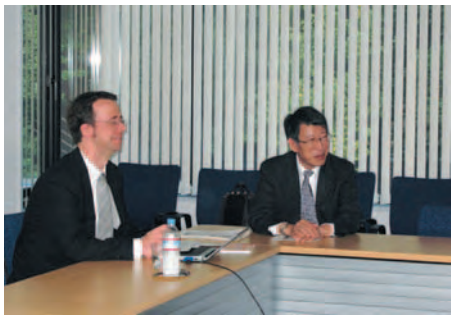

■「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」シンポジウム

	開催日	テ　ー　マ	報　告　者
第２回	2008年12月12日	敵対的買収と防衛策の将来 ――デラウェア州法からの示唆	ジャック・ジェイコブズ（アメリカ・デラウェア州最高裁判所裁判官）他 詳細は本誌８頁～10頁参照

2008年12月12日（金）開催　「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」第２回シンポジウム

“Hostile Takeovers and Defenses— Implications from Delaware Law”

The Honorable Justice Jack B. Jacobs, Delaware Supreme Court　他

本シンポジウムは、当グローバルCOEプログラムが、新潟大学およびコロンビア大学ロースクール日本法センターとの共催で行ったものである。

買収防衛策をめぐる法と実務の状況は、当プログラムの研究課題である「ソフトロー」としての性格を強くもっている。日本の上場会社のうち570社（2008年７月末時点）が採用している買収防衛策は、もとより国家の形成した法ではないが、買収者と対象会社との間の交渉過程を規律するルールとして一定の働きをしているように見える。また、経済産業省の企業価値研究会（座長・神田秀樹東京大学大学院法学政治学研究科教授）が公表した2005年・2008年における２度の報告書や、経済産業省・法務省が2005年に作成した買収防衛指針（ガイドライン）も、立法府あるいは司法府の定立した法規範ではないにもかかわらず、防衛策のあり方を決めるうえで重要な役割を果たしてきた。そして、こうした防衛実務や報告書・ガイドラインが、法律や判例を基礎としてそれに対応する形で形成されている一方で、たとえば、ガイドラインによって批判されたいわゆる「ニレコ型」防衛策が、裁判例において違法とされるというように、判例の形成過程にも一定の影響を与えている。すなわち、ソフトローがハードローに対応する形で形成・変容する一方で、ソフトローがハードローの形成・変容にも影響を与えるというように、両規範の間にはダイナミックな相互作用関係が認められる。

本シンポジウムでは、こうしたダイナミックな展開を見せる敵対的買収と防衛策の法と実務を多面的に分析するため、米国から、デラウェア州最高裁判所のジャック・ジェイコブズ判事、およびコロンビア大学ロースクールのカーティス・ミルハウプト教授を迎えて、議論を行った。

第１部では、神田秀樹東京大学大学院法学政治学研究科教授（当プログラム事業推進担当者）とジェイコブズ判事が、基調講演を行った。神田教授は、わが国における敵対的買収と防衛策の現状を概括的に分析した。また、同教授が座長を務める企業価値研究会の2008年６月30日付「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（商事法務1838号53頁所収）の作成の背景についても触れられた。ことに、わが国の防衛策が株主総会の承認に重きを置きすぎるために、株式持合いの形成を助長するという弊害が現れていること、および、ブルドックソース事件決定（最決平成19・８・７民集61巻５号2215頁）以来の動きとして、買収者に対する経済的補償を念頭に置く防衛策が現れており、それがグリーンメール目的の株式買い集めを助長するおそれがある、という問題意識が、報告書の重要な動機となっていた点が指摘された。

次に、ジェイコブズ判事の基調講演は、米国とりわけデラウェア州における、敵対的買収と防衛策に関する法制度について説明された。同講演では、1968年の連邦証券取引法改正（Williams Act）が公開買付けに関する一定の規制を行ったものの、敵対的買収に対して対象会社の取締役会がとるべき行動に関しては特段の規制を置かなかったことから、後者についての法形成が州法に委ねられたとい

う歴史的経緯を踏まえながら、リーディング・ケースであるUnocal　事件判決（Unocal　v.　Mesa Petroleum　Co.,　493A.　2d　946　(Del.　1985)）に始まるデラウェア州法の発展についての説明がなされた。また、近時の機関投資家株主の積極主義的行動の一環として、防衛策に関する取締役会の権限を制約しようとする株主の試みについても紹介された。具体的には、株主総会の決議による付属定款（by-law）によって、取締役会が防衛策（ライツ・プラン）を設定する権限を制約する試みや、取締役の選任決議のルールを相対多数決から絶対多数決とする試み、および、委任状勧誘をした株主に対して会社が費用の償還をするよう義務づける旨の付属定款の設定の試みである。また、これらの試みに対応する立法や判例についても説明された。

以上２つの基調講演に対するコメントとして、ミルハウプト教授が、敵対的買収をめぐる法と政策に関し、日本、米国および英国の比較法的分析を行った。そこでは、買収法制に関する日本の政策が今後向かう方向として、防衛策を肯定しつつ裁判所が一定の規律を課すという米国型の制度の他に、取締役会の中立義務と強制公開買付制度を基本とし、自主規制機関（テークオーバー・パネル）が重要な役割を果たす英国型の制度を採用する可能性もありうるという示唆がなされた。

質疑応答セッションの後、第２部のパネルディスカッションでは、藤田友敬東京大学大学院法学政治学研究科教授（当プログラム事業推進担当者）の司会の下で、第１部の報告者に加え、石綿学弁護士（森・濱田松本法律事務所パートナー）、山田剛志新潟大学大学院実務法学研究科准教授、および筆者が参加し、日本における企業買収法制の分析と展望を行った。まず、日本における敵対的買収の現状（伝統的にほとんど存在しなかったが近時は行われつつあること）についての認識が示された後、ニッポン放送事件からブルドックソース事件に至る、わが国の買収防衛策に関する判例法理が説明された。また、わが国の典型的な防衛策である、事前警告型防衛策についての紹介がされた。その後、買収防衛策に関する諸論点について議論が行われた。具体的には、買収防衛策の目的は何か（株主の利益保護なのか、それ以外の会社の利害関係者の利益保護をも目的としているのか）、買収の是非を誰がどのような方法で判断すべきか、買収手法によって適法な防衛策の範囲も変化するという考え方の是非、および、防衛策が相当と認められるための買収者への経済的補償の要否、といった点が議論された。

最後に、筆者が総括コメントを行った。そこでは、防衛策をめぐる法と実務の状況がソフトローとして興味深い研究対象となりうる点を指摘した後、本シンポジウムでは必ずしも十分議論されなかった問題に関して述べた。具体的には、日本と米国では株主構成（機関投資家の持株比率や持合い・安定株主の有無）に大きな差異があり、このことは、日米で同一のルールを採用した場合にもその効果には大きな相違が生まれうることを意味しており、買収法制を考える上では、その点に十分に留意する必要がある旨を論じた。

約200名収容の会場が満員となり、この問題に関する関心の高さを伺わせた。４時間という比較的長時間にわたるシンポジウムではあったが、日米の企業買収に関する専門家を迎えることができ、また、第１部と第２部との間の質疑応答セッションでは活発な質問・意見のやりとりがなされ、充実した内容のシンポジウムであったと考えている。

なお、本シンポジウムの第１部については旬刊商事法務に、第２部については「ソフトロー研究」に掲載予定である。

田中　亘（東京大学社会科学研究所准教授・グローバルCOEプログラム事業推進担当者）

シンポジウム

敵対的買収と防衛策の将来
―デラウェア州法からの示唆

2008年12月12日 金曜日
13:00 - 17:00　受付開始12:30
東京ステーションコンファレンス503
千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー5階

13:00-15:00　第1部：基調講演

わが国における敵対的買収と防衛策
神田秀樹（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

敵対的買収のためのインフラストラクチャーの発展：デラウェア州の例
ジャック・ジェイコブス（アメリカ・デラウェア州最高裁判所裁判官）

コメント：敵対的買収をめぐる法と政策：日米比較
カーティス・ミルハウプト（コロンビア大学ロー・スクール教授）

質疑応答

15:10-16:50　第2部：パネルディスカッション

日本における企業買収法制：分析と展望
＜パネリスト＞
石綿学（森・濱田松本法律事務所パートナー）
神田秀樹（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
ジャック・ジェイコブス（アメリカ・デラウェア州最高裁判所裁判官）
田中亘（東京大学社会科学研究所准教授）
藤田友敬（東京大学大学院法学政治学研究科教授）＜司会＞
カーティス・ミルハウプト（コロンビア大学ロー・スクール教授）
山田剛志（新潟大学大学院実務法学研究科准教授）

16:50-17:00　総括コメント
田中亘（東京大学社会科学研究所准教授）

＜主催＞
東京大学グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」
新潟大学
コロンビア大学ロー・スクール日本法センター
＜後援＞
財団法人 日本証券経済研究所
金融庁 金融研究研修センター
法務省
財団法人 日弁連法務研究財団
株式会社 東京証券取引所
日本証券業協会
森・濱田松本法律事務所
有限会社 ヒーズ

＜協力＞
株式会社 商事法務

Symposium

Hostile Takeovers and Defenses
— Implications from Delaware Law

December 12 (fri) 2008
13:00 - 17:00　Open 12:30
Tokyo Station Conference #503
Sapia Tower 5F, 1-7-12 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo

13:00-15:00　Part1: Keynote Speeches

Hostile Takeovers and Defenses in Japan
Professor Hideki Kanda, Graduate Schools for Law and Politics, The University of Tokyo

Developing an Infrastructure for Hostile Takeovers: The Delaware Example
The Honorable Justice Jack B. Jacobs, Delaware Supreme Court

Comments on Hostile Takeover Law and Policy in Japan and the United States
Professor Curtis J. Milhaupt, Columbia Law School

Q and A

15:10-16:50　Part2: Panel Discussion

Takeover Law in Japan: Analysis and Perspectives
<Panelists>
Mr. Gaku Ishiwata, Partner, Mori Hamada & Matsumoto
Professor Hideki Kanda, Graduate Schools for Law and Politics, The University of Tokyo
The Honorable Justice Jack B. Jacobs, Delaware Supreme Court
Associate Professor Wataru Tanaka, Institute of Social Science, The University of Tokyo
Professor Tomotaka Fujita, Graduate Schools for Law and Politics, The University of Tokyo
Professor Curtis J. Milhaupt, Columbia Law School
Associate Professor Tsuyoshi Yamada, Niigata Law School

16:50-17:00　Comments:
Associate Professor Wataru Tanaka, Institute of Social Science, The University of Tokyo

Global Centers of Excellence program Soft Law and the State-Market Relationship, The University of Tokyo
Niigata University
The Center for Japanese Legal Studies at Columbia Law School

Sponsors
Japan Securities Research Institute
Financial Research and Training Center, Financial Services Agency
The Ministry of Justice
Japan Law Foundation
Tokyo Stock Exchange Group, Inc.
Japan Securities Dealers Association
Mori Hamada & Matsumoto
Hie's inc.

In Cooperation with Shoji-Homu Ltd.

使用言語：日本語・英語（日本語→英語、英語→日本語の同時通訳あり）　参加費：無料
申込方法：1.お名前（ふりがな）、2.ご所属を明記の上、東京大学グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」事務局宛にメールでお申し込みください（アドレス：gcoe@j.u-tokyo.ac.jp）。定員（180名）に達し次第、締め切らせていただきます。

Language: English and Japanese with simultaneous interpretation
Admission free.
For the detail information,
plese contact at gcoe@j.u-tokyo.ac.jp

SoftLaw GCOE

教育活動

グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」では、ソフトローの教育を法学政治学研究科の正規の教育課程に位置づけ、法学だけでなく、近隣諸科学の研究者による講義や演習も提供します。2008年度冬学期の提供科目は以下のとおりです。

2008年度 冬学期 グローバルCOE 提供科目

担当教員	講義名
荒木尚志教授	労働法の現代的課題・比較労働法演習
飯田敬輔教授	国際政治経済の諸問題
岩村正彦教授・島崎謙治特任教授	社会保障法特殊研究
太田勝造教授・草野耕一客員教授	法と経済学
神田秀樹教授	会社法の諸問題
神作裕之教授	信託法演習
白石忠志教授	独禁法資料の読解と討論
ダニエル・フット教授	マスメディアと法・国際契約交渉
田中亘准教授	コーポレートガバナンスと会社法
中窪裕也特任教授	アメリカ労働法研究
中田裕康教授	非営利法人・団体の私法的問題
畑瑞穂教授	民事訴訟法の諸問題
樋口範雄教授＝神田秀樹教授	信託法
樋口範雄教授・児玉安司客員教授	医事法
藤田友敬教授	会社法の研究
増井良啓教授	グローバル経済における税制
宮廻美明教授	企業経営の法務

国際交流

＜海外からの来訪者＞

2008年11月４日　Philipp Paech（EU委員会）
　第１回GCOEソフトローセミナーでの講演「金融・資本市場分野に関するEUの法制とEU委員会の役割」
2008年11月17日～12月12日　Julien Mouret（ボルドー大学博士課程）
　グローバルCOEプログラム外国人研究員として、日仏労働法研究に従事
2008年12月５日　Luke Nottage（シドニー大学ロースクール准教授）
　第２回GCOEソフトローセミナーでの講演
　“Insights from Product Safety Regulation for Consumer Credit Regulation: Economics, Psychology and Politics”
2008年12月12日　Justice Jack B. Jacobs（アメリカ・デラウェア州最高裁判所裁判官）
　第２回シンポジウム“Hostile Takeovers and Defenses— Implications from Delaware Law”への出席
2008年12月12日　Curtis J. Milhaupt（コロンビア大学ロー・スクール教授）
　第２回シンポジウム“Hostile Takeovers and Defenses— Implications from Delaware Law”への出席
2009年１月１日～２月27日　Eva Schwittek（Max Planck Institute助教）
　グローバルCOEプログラム外国人研究員として、日本における会社法制および国際私法に関する調査・研究に従事
2009年１月26日～２月22日　Anna Musiala（Adam Mickiewicz University講師）
　グローバルCOEプログラム外国人研究員として、日本における労働法に関する調査・研究に従事

＜事業推進担当者の海外研究活動＞

2009年１月　藤田友敬教授
　ロンドンにて、イギリスにおけるテイクオーバー・パネルの活動に関する実態調査（ヒアリング）を行った。
2009年１月　田中亘准教授
　ロンドンにて、イギリスにおけるテイクオーバー・パネルの運営実態に関する調査を行った。

Julien Mouret（外国人研究員）

French Labor Law, Japanese labor law and comparative perspective: on the road to core learning about Law and its actors.

About to complete a Ph.D. paper this year about law making process in the field of labor law both in France and in Japan, I must admit this research took me much further than I expected when starting. This paper, submitted here as part of my recent mission of one month at the global C.O.E. of the University of Tokyo[1] will underline some key points of my doctorate paper. A sort of appetizer in a way.

As a scholar researching and writing about comparative law, France and Japan, I was confronted to the typical difficulties of comparative law. One might object this sounds even more sensible when you choose to compare France and Japan, two countries with both a rich but fairly different histories and political background. However, from a law perspective, the histories of France and Japan might be seen as a tale of missed opportunities, at least concerning Civil Law, with the episode of the Code Boissonnade. Generally speaking, Western countries imposed modern law to Japan. Law, and among the general concept of law, Labor Law might have been seen in the Japanese society more like a superstructure. This was especially true concerning individual labor relation, in which, traditionally, in case of conflict between an employee and the employer, or the hierarchy, problems were solved internally, inside the company. However, things changed a lot in the past years, and employees, or their family, started bringing the issues before courts of law. This created a phenomenon unknown before: the district courts, before which labor issues had to be brought, were overflowed with cases concerning individual labor disputes despite some measures[2]. This was especially and largely publicized with cases involving the death or suicide of an employee after which the family claimed the company was responsible for the loss[3]. This leaded to the creation of labor disputes tribunal by the Labor Tribunal law of 2004[4], aiming at resolving only labor related cases within the district court, as do the Conseils des Prud'hommes in France. Labor law system is not seen as a super structure anymore, but is now integrated by the general public.

---

[1] The author would like to thank again Professor Masahiko Iwamura for having made this one month stay within the C.O.E. of the University of Tokyo possible.

[2] Law on Promoting the Resolution of Individual Labor Disputes (2001) and amendment to the Trade Union Law in 2004.

[3] Long seen as a Japanese specificity, this kind of job related death has proven topical in France too recently, which is an example of the surprises of comparative laws studies

[4] This law took force on April 1st, 2006.

Back the comparative aspect, sometimes comparisons offers amazing similarities between 2 law systems that, apparently, would be very far from each other. That is significant, in our opinion, of the central role of law in our society. Law in general, and labor law is no exception, carries some values, some universal values, I would say humane values. Of course, the multiplication of international bodies, like the ILO and the globalization of the world economy surely accelerated the process. However, comparative law seems to bring some issues and questions about the very essence of Law in general, and its role in the society. Does then the aim of law is to take into account the evolution of the society, based on human comportments and behaviors or should law make the society go in one direction, based more on values than comportments?

Striking similarities can be found between the 2 countries concerning the objective of reconciling professional life and family life and more generally, personal life (work-life balance). In both country, especially since the 1990's and steaming up in the 2000's, various new leaves and improvement on more traditional tools made for parents to be able to take care of their children, not only at the time of birth, but also in case of sickness. Moreover, such leaves have been extended to other members of the family, like parents. However, if in both countries, legislation is comparable, results are totally different. More precisely, in each country, the populations these measures are aimed at are not using it the same way. The most striking example is the paternity leave. If only 0,4% of the fathers working in private companies took this leave in Japan in 2003, in France, in 2004[5], about 2/3rd of the father untitled to use such leave actually took it[6].

A difference can be seen, especially when studying the method, concerning the important topic of working time. Where France dramatically reduced at the turn of the decade the legal workweek to 35 hours with 2 laws in 1998 and 2000, after reducing it to 39 in 1982, now various laws are deconstructing the general rule, multiplying the exceptions, and, finally, making the original measure, though still valid, an empty shell. In Japan, the legal rule is the 40 hours workweek, since 1988, then 1997 for smaller companies, when the 1987 revision of the Labor Standard Law was put into effect.[7] However, still the phenomenon of the uncompensated supplementary hours is undermining the legal rule, and creating concerns about workers health. In this case, practice is still very different from rule. Practice seems to resist to the rule. This difference didn't prevent both countries from implementing working time averaging schemes, essentially for managers positions. The examples of the 2 countries might show a common trend though: at some point, reduction of working time has its limits, and shouldn't be seen as an end in itself. Now the focus seems on the organization, the quality of the work. Maybe we shifted from a working time system to a working styles system.

---

[5] 2 years after the implementation of the new leave.

[6] "*Le conge de paternité*", Denise Bauer, Sophie Pernet, DRESS, Etudes et résultats, N°442, Nov. 2005.

[7] Art. 32 of the Labor Standard Law (revised)

3 研究成果

GCOEソフトロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズ

2008年11月から2009年１月末までに以下の２本が公表されました。本拠点のホームページからダウンロードできます（http://www.j.u-tokyo.ac.jp/gcoe/outcome/paper.html）。

号	執筆者	タイトル
GCOESOFTLAW-2008- 2	藤田友敬	新しい国連国際海上物品運送に関する条約案について
GCOESOFTLAW-2008- 3	高橋脩一	Certificationについて―Keystone Land & Development Co. v. Xerox Corp.を手がかりに

雑誌「ソフトロー研究」

21世紀COEプログラムでの研究成果を定期的に公表する雑誌として、2005年１月、ソフトロー研究が創刊されました。第12号からはグローバルCOEプログラムのもとでの編集となっています。本誌は株式会社商事法務から販売されています。

第12号　平成20（2008）年９月

内　容

＜特集＞
シンポジウム「私的秩序の生成メカニズム：主体・過程・内容」
「東京大学21世紀COEプログラム『国家と市場の相互関係におけるソフトロー
――ビジネスローの戦略的研究教育拠点形成』の目的とこれまでの歩み」　藤田友敬

「社会法における私的規範形成」　岩村正彦
【コメント】
「年金制度における私的規範形成：岩村報告に対するコメント」　嵩さやか

「プロバイダ責任制限法ガイドラインによる規範形成」　森田宏樹
【コメント】
「プロバイダ責任制限法ガイドラインによる規範形成：森田報告に対するコメント」　小塚荘一郎

「国際商取引における規範形成」　藤田友敬
【コメント】
「国際商取引における規範形成：藤田報告に対するコメント」　曽野裕夫

コメント　星野英一
星野教授の質問・コメントに対する補足説明　藤田友敬
総括コメント　神田秀樹

＜座談会＞
「企業価値研究会報告書『近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方』
について」　神田秀樹他

＜研究ノート＞
「後発医薬品をめぐるソフトロー」　知的財産権ソフトロー収集班第４期

ソフトロー研究叢書（編集代表・中山信弘）刊行のご案内

グローバルCOEプログラムの前身である21世紀COEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」での５年間の研究成果を『ソフトロー研究叢書』（全５巻）にまとめました。株式会社有斐閣より順次刊行中です。2008年11月に第１巻が刊行されました。

第１巻　ソフトローの基礎理論（藤田友敬編）＊
第２巻　市場取引とソフトロー（神田秀樹編）
第３巻　政府規制とソフトロー（中里実編）＊
第４巻　知的財産（情報材）とソフトロー（大渕哲也編）
第５巻　国際社会とソフトロー（小寺彰・道垣内正人編）＊
＊＝既刊

＜第１巻のご紹介＞

第１巻　ソフトローの基礎理論（藤田友敬編）
はじめに　藤田友敬
第１部　ソフトロー研究の方法論
第１章　自律的秩序の経済学　藤田友敬・松村敏弘
第２章　信頼と規範の社会心理学　渡部幹・森本裕子
第３章　「信頼」に関する学際的研究の一動向　石川博康
第２部　ソフトローの作成主体
第１章　作成主体の側から見たソフトロー――ソフトローを形成する「団体」　小塚荘一郎
第２章　情報の非対称性と自己規制ルール　瀬下博之
第３章　企業の社会的責任をめぐる規範作成
　　――日本経団連の企業行動憲章やOECDの多国籍企業行動指針を例として　神田秀樹
第３部　ソフトローとハードローの交錯
第１章　ソフトローとハードロー――何がソフトローをエンフォースするのか　瀬下博之
第２章　ハードローからソフトローへの権限委譲　加賀見一彰
第３章　ハードローの影のもとでの私的秩序形成　藤田友敬
第４章　信頼と法規範　森田果
第５章　法の象徴的次元――「ソフトな法」から「法のソフトな働き」まで　齋藤民徒

発行日　2009年１月31日

〒113－0033　東京都文京区本郷7－3－1　東京大学大学院法学政治学研究科
グローバルCOEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」事務局
Phone:03-5805-7297 Fax:03-5805-7143 E-mail:gcoe@j.u-tokyo.ac.jp URL: http://www.j.u-tokyo.ac.jp/gcoe/